

春日井市鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、野生鳥獣による農作物等の被害の防止対策を推進するため、予算の範囲内で、春日井市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が行う次の事業とする。

- (1) 野生鳥獣による農作物等の被害の防止対策に関する事業
- (2) 野生鳥獣による農作物等の被害の防止の普及及び啓発に関する事業
- (3) 野生鳥獣による農作物等の被害状況の収集に関する事業
- (4) その他野生鳥獣による農作物等の被害の軽減に関する事業

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内で、予算の範囲内の額とする。

- 2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とし、規則第8条の計画変更承認の申請は、当該年度の12月末日までに行うものとする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、規則第4条及び第8条の規定による補助金の交付決定又は変更決定をした後、協議会の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に収支決算書を添えて、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

(検査等)

第7条 市長は、協議会に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、この要綱による改正後の規定は、平成27年度以後の春日井市鳥獣被害防止対策事業補助金について適用する。